5/3 朝日

仕事 寝床 助けたい

解雇・ネットカフェ閉店・野宿…

5月6日までのはずだった新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言の期限が延長される。大阪府では休業と外出自粛の要請について、感染状況を見極めつつ15日にも段階的な解除を判断する方針も浮上した。足元では、あすの暮らしすら見通せずに苦しんでいる人がいる。

「いったん店を休むので明日から来なくていい」

大阪・ミナミのナイトクラブで働いていた男性(41)は、4月9日、仕事中に店長からそう告げられた。コロナウイルスの感染が拡大した3月から客は激減。4月に入ると客がゼロの日もあり、解雇は覚悟していた。

2日後の11日。今度は寝泊まりしていたインターネットカフェの店員から告げられた。

「休業要請が出れば閉めるので出ていってほしい」

仕事に加え、寝床を失った。大阪府は4月14日にナイトクラブやネットカフェなどに対して休業を要請した。

男性は、安いビジネスホテルを転々としながらネットで仕事を探したが、見つからないまま持ち金を使い果たし、初めての野宿が始まった。

4月24日に大阪市西成区で開かれた「新型コロナ・住まいとくらし緊急サポートプロジェクトOSAKA」の緊急相談会に訪れた。

「4日前から夜はJR大阪駅周辺のビルの植え込みで寝ていた」と疲れた表情で話した。男性は大阪・梅田から歩いて会場にやってきていた。所持金は21円。荷物は背中のリュックサックだけ。衣類などを詰めたキャリーバッグは野宿して3日目の朝、目覚めると盗まれて消えていたという。

男性は同プロジェクトの支援で西成区の簡易宿泊所に泊まり、食事の提供も受けた。翌日、こう話した。

「寝場所を探している時は『コロナにかかって死ねたらいい』とまで考えた。温かいベッドで眠れて、今後のことを考える時間ができました」

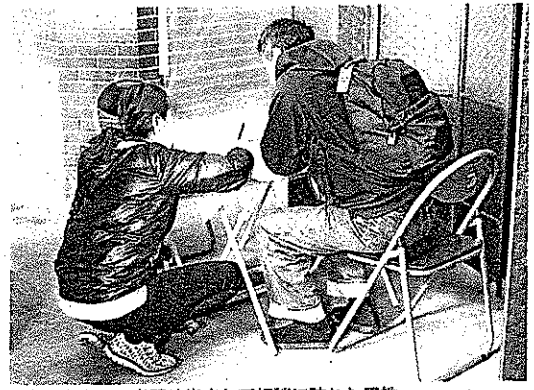

ネットカフェを閉め出されて相談に訪れた男性。野宿で寒いため、ズボンの下にもう1枚ズボンを重ねてはいていた＝4月24日、大阪市西成区

生活再建へ 動く支援団体

ウイルスの感染拡大防止を目的としたネットカフェや漫画喫茶の休業要請をめぐる対策として、大阪府はネットカフェに近い料金(1泊2500円以下、税別)で泊まれる宿泊施設を府のホームページで紹介するにとどまった。このため、ホームレス支援に取り組むNPO法人の「釜ケ崎支援機構」や「Homedoor」「ビッグイシュー基金」など19団体が連携して4月21日、同プロジェクトを立ち上げた。

プロジェクトには5月1日までに相談フォーマットを通して約50人から相談が寄せられ、うち10人は緊急宿泊を支援。宿泊している間に仕事を紹介したり、生活保護を申請したりして生活再建につないでおり、3人は仕事が見つかり連休明けから働き始める予定だ。プロジェクトでは、クラウドファンディング(https://camp-fire.jp/projects/view/281315)で活動資金を募っている。

責任者で釜ケ崎支援機構の主任相談員、小林大悟さん(33)は「ネットカフェで暮らす人は不安定な仕事の人が多く、寝床と仕事の両方をなくしてホームレスになりやすい。今後、緊急事態が長引けば深刻化する恐れもあり、支援を続けていきたい」と語る。(神田誠司)

憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」

私たちには生きる権利

九州大学・南野森教授に聞く

例年ならこの時期、メディアは憲法の特集を組んでいるが、今年はほとんどコロナ一色になっている。私も3日に予定していた講演が中止になった。大学での研究や教育だけでなく、憲法を市民に伝える仕事までもがコロナに邪魔されている、という感じだ。でも、こんな時にこそ憲法に関心を持ち、憲法について考えてほしい。

例えば、多くの大学と同様に、九州大学も感染拡大防止のため、授業をオンラインに切り替えた。家計の急変やアルバイトの休止で経済的に苦しくなった学生には、大学独自に授業料を減免したり、学生支援金を給付したりすることも決めた。

そうした取り組みの根本には憲法26条の「教育を受ける権利」がある。もともとは「子ども」の権利として考えられてきたが、学生たちは憲法で権利を保障されている、という言い方もできる。

25条が掲げる「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」にも注目してほしい。いままでは生活困窮者の「生存権」として捉えられがちで、大半の人は切実に意識することなく暮らしてきたのではないか。ところが今回のコロナ禍で、アルバイトを失った学生やフリーター、休業や自粛を要請された飲食業者や自営業者ら多くの人にとって人ごとでなくなった。

そういう人たちに心配させず、生活を支えるのが、25条が掲げる「国の生存権保障義務」だ。私たちには「生きる権利」がある。国に「助けてくれ」「困っているんだ」と声をあげることを遠慮する必要はない。

(聞き手・佐々木亮)

自由・平和 遊んで学ぶ

若手弁護士の会が「かるた」

若手弁護士でつくる「あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)」が「憲法かるた」をつくった。1 03ある条文から選んだ50のメッセージを伝える。

「自宅で遊びながら憲法に触れ、自由や平和の大切さが心に残れば」と願う。

4月24日、テレビ会議システムを使った配信会見があり、参加した7人が好きな札を紹介した。「あすわか」共同代表の神保大地弁護士が挙げたのは生存権を保障した25条で、「『もうだいじょうぶ』ささえるのは国のぎむ」。「生活保護受給を恥ずかしく思う人もいるが、私たちを支える義務が国にはある」と呼びかけた。

憲法25条の㊙絵札㊙読み札＝「あすわか」提供

黒澤いつき・共同代表は12条の「『不断の努力』をふだんから。わたしに何ができるかな?」を選択。「政治の話はタブー視されがち。SNSや署名など、自分なりの言葉で、できることから思いをかたちにすることが大切」と話した。

1セット1500円。購入は、「あすわか」のHP(https://www.asuno-jiyuu.com/)から。問い合わせは、kempo.karuta2020@gmail.com。

(編集委員・豊秀一)